

「溶接ヒューム」が特定化学物質に追加されました

— 金属アーク溶接等作業を行っている事業場では管理の内容が変わります —

作業環境測定士 豊田 豪 (株アイエンス)

金属アーク溶接等作業
(金属をアーク溶接する
作業、アークを用いて金
属を溶断し、またはガウ

ジングする作業、その他
の溶接ヒュームを製造し、
または取り扱う作業)時
に発生する「溶接ヒュー
ム」はこれまで粉じん障
害防止規則やじん肺法に
おいて、呼吸用保護具の
使用やじん肺健康診断の
実施が義務付けられてい
ました。

今回「溶接ヒューム」
について神経障害等の健
康被害を及ぼす恐れがあ
ることが明らかになった
ため、特定化学物質とし
て規制対象となり、あわ
せて関係政省令等も改正
され、令和3年4月1日
から施行・運用されます。
「溶接ヒューム」のみ
対象となる新たな措置も
あり、作業環境測定士と
して事業所を回る中でよ
く質問される項目につい
て、以下にまとめてみま
した。

【「溶接ヒューム」 管理の要点】

◆金属アーク溶接等作業

を行う屋内作業場につい
ては溶接ヒュームを減少
させるため、全体換気装
置による換気の実施また
は、同等以上の措置(プ
ッシュプル型換気装置、
局所排気装置等)が必要
となりました。

◆金属アーク溶接等作業
を現に継続して行う屋内



(厚生労働省発行リーフレットより)

作業場は、個人サンブラ
ーを用いて溶接ヒューム
のマンガン濃度を令和4
年3月31日までに測定、
その後新たに金属アーク
溶接等作業の方法を採用
しようとするときや作業
方法の変更、作業場所の
移動を行うとき等にも同
様に測定を行うこととさ

れました。

◆金属アーク溶接等作業
には、上記溶接ヒューム
測定結果に応じた有効な
呼吸用保護具を選定し、
使用させることとされて
います。これについては
令和4年4月1日より行
う必要があります。

※上記による保護具の
選定までの間は粉じ
ん則により決められ
た有効な保護具を使
用してください。

◆金属アーク溶接等
を行う屋内作業場は、
床などを簡単に掃除
できる構造にして毎
日1回以上の掃除を
行う必要があります。

◆金属アーク溶接等
作業に従事する労働
者について、雇い入れや
配置転換時及びその後6
カ月ごとに1回の特殊健
康診断を実施する必要が
あります。

※これまでと同様にじん
肺健康診も実施する必要
があります。

◆特定化学物質作業主任
者を、「特定化学物質及

び四アルキル鉛等作業主
任者技能講習」を修了し
ている者から選任を行う
こととされています。令
和4年3月31日までに行
う必要があります。

以上が要点になります
が、他にも必要な措置が
ありますので、アーク溶
接作業を行っている事業
者の方は厚生労働省のホ
ームページ等で詳細を把
握することをおすすめし
ます。

(株アイエンス)当協会
会員事業場)

※作業環境測定士とは
一定の化学物質等を取
り扱う作業場所について
その空気環境がそこで働
く労働者の健康に問題が
ない状態であるか否かを
判定するために、国家資
格である作業環境測定士
が作業環境測定を行うこ
とが法令により規定され
ている。(公社)日本
作業環境測定協会ホーム
ページ参照)